

日野市議会会議録

平成9年 第1回臨時会

第9号

5月28日 開会

5月28日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1997657

平成 9 年 第 1 回 臨時 会 日 程

5 月 2 8 日 (水曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、市長就任挨拶、
議案上程、議案審査報告

平成 9 年
第 1 回臨時会 日野市議会会議録目次

○5月28日 水曜日(第1日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
市長就任挨拶	5

(議案上程)

議案第32号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決 処分の報告承認について	6
議案第33号	平成8年度日野市一般会計補正予算(第7号)の 専決処分の報告承認について	15
議案第34号	平成9年度日野市一般会計補正予算(第1号)	18
議案第35号	平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算(第 1号)	19

(議案審査報告)

議案第34号	平成9年度日野市一般会計補正予算(第1号)	21
	(総務委員会)	
議案第35号	平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算(第 1号)	22
	(厚生委員会)	

(議案上程)

議案第31号	日野市助役の選任について	22
閉 会	25

5月28日 水曜日 (第1日)

平成9年
第1回臨時会 日野市議会会議録 (第9号)

5月28日 水曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

平成9年5月28日(水)
午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 市長就任挨拶
(議案上程)
日程第 4 議案 第 32 号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処
分の報告承認について
日程第 5 議案 第 33 号 平成8年度日野市一般会計補正予算(第7号)の専

決処分の報告承認について

日程第 6 議案 第 34 号

平成 9 年度日野市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案 第 35 号

平成 9 年度日野市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

（議案審査報告）

（総務委員会）

日程第 8 議案 第 34 号

平成 9 年度日野市一般会計補正予算（第 1 号）

（厚生委員会）

日程第 9 議案 第 35 号

平成 9 年度日野市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

（議案上程）

日程第 10 議案 第 31 号

日野市助役の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 10 まで

午後1時21分 開会

○議長（土方尚功君） これより平成9年第1回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

29番 竹ノ上 武 俊 君

30番 米 沢 照 男 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（奥住日出男君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成9年第1回臨時会に先立ちまして会期及び議事日程につきまして本日午前9時半から審議をいたしました。

その結果、まず会期につきましては本日5月28日、1日限りと決定いたしました。

なお議事日程につきましてはお手元に配付されております資料のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に日程第3、市長就任あいさつを行います。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議長のお許しをいただきましたので、市長就任のごあいさつを申し述べたいと思います。

私は、先般行われました日野市長選挙におきまして幅広い市民の皆さんの御推挙を得まして第5代目の日野市長の要職に就任をいたしました馬場弘融であります。

今この演壇に立たせていただきますと、かつて2期8年間、市議会議員として務めたころの思いが錯綜いたしまして感慨非常に深いものがございます。任期は4月27日から

でございますので既に1カ月間執務についておるわけでありませうけれども、私は新しい日野市長として、立場の異なる皆さんにも配慮を持ち、16万4,000日野市民の福祉向上のために全体の奉仕者として努力をしております。まず市民の代表であります議会を尊重するとともに、職員の能力を生かし、信頼と話し合いを基本にして市民に開かれた市政を進める所存であります。財政状態など非常に厳しい中での船出になりますけれども、行動する市長として努力をしておりますので、今後4年間、よろしく御指導、御協力のほどお願いを申し上げます。

本日は助役選任の件を含め、若干の議案を御審議いただくために第1回臨時会をお願いしたところでございますけれども、慎重審議の上、よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。市長就任のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(土方尚功君) これをもって市長就任あいさつを終わります。

これより議案第32号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長 登壇)

○市長(馬場弘融君) 議案第32号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部改正により、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成9年3月31日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長(土方尚功君) 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長(宮本 寿君) 議案第32号、日野市市税条例の一部を改正する条例の内容説明をさせていただきます。

説明書を用意させていただきました。3枚の薄いものでございますけれども、見ていただきたいと思っております。

最初のページを開いていただきましてページの2ページでございます。改正の概要ということでございますが、今回の改正の具体的項目としまして3点を挙げさせていただきました。

1点目としましては、個人市民税の所得税の特別減税の廃止。これは平成6年度、20%、20万円を限度という減税。それから平成7年、8年につきましては15%、2万円を限度ということで減税が実施されました。平成9年につきましては減税措置が廃止されたということでございます。税収への影響は約7億3,000万円の増収になると予想されます。

それから2点目としましては、都道府県から市町村への税源委譲でございます。個人市民税それから市たばこ税が対象になります。これは地方消費税創設に伴いまして、都道府県と市町村間の税源を調整する措置でございます。このことによりまして個人市民税では約1億8,000万円、市たばこ税では1億3,000万円の増収になると予想されます。

それから3点目としまして、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置でございます。これは従来の土地評価価格の上昇率という考え方に変わりまして、現在到達している税の負担水準に基づいて負担調整率を決めるという改正でございます。税の負担水準の均衡化を図るというねらいで実施されるものでございます。

詳細につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案書の22、23ページをお開きいただきたいと思います。第32条の3、所得割の税率でございます。これは課税所得が700万円を超える部分に適用されます税率で、11%から12%にふえるということでございます。都税分が4%から3%に減りまして、納税者の負担としては同じということでございます。以降、いろいろ所得割に関する税源委譲がございますが、これは東京都分が1%減りまして、市町村分が1%ふえるという形になります。下段の方にまいります。第52条の4、分離課税に係る所得割の税率。これにつきましても今申し上げた税源委譲による改正でございます。

少し飛びますが、30、31ページをお開きいただきたいと思います。第77条、下段の方になりますが、固定資産評価審査委員会の委員の定数でございますが、これは地方税法の法定定数ですが、今回、条例で定める基本的事項であるということで準則に盛り込まれたものでございます。

それからまた少し飛んでいただきまして36、37ページでございます。第94条のたばこ税の税率でございますが、税源委譲による改正でございます。従来、1,000本当たり1,997円が2,434円。1本当たりになりますと市で受け取る税分は約2円だったわけですが、今度、2円50銭になるというような改正でございます。下の付則にまいります。旧条例の第5条の6、これは特別減税措置を規定した条文でございましたけれども、これが削除されるということでございます。

また少し飛んでいただきまして44、45ページでございます。一番下に第11条というものがございしますが、内容は次ページの46、47ページになってまいりますが、ここに、一番上に負担水準という言葉が出てまいります。固定資産の問題ですけれども、新しい評価額に対して現在の課税水準がどの程度の水準に達しているかということで、今後の負担調整率を決める基礎ということになる言葉でございます。

次の48、49ページをお開きいただきたいと思います。第12条、固定資産税の特例でございますが、本条から、56ページの第13条の3までは課税地目ごとに負担水準に応じた負担調整率を規定した改正でございます。第12条は普通住宅地に適用される負担調整率でございます。ちなみに日野市の住宅地区の負担水準を申し上げますと、おおむね0.35、下の表を照らし合わせてみていただきますと負担調整率は1.05。日野市で使われる宅地での平均はそういう数字で負担調整がされるということでございます。

それから少し飛んでいただきまして72、73ページでございます。第16条の2、たばこ税の税率の特例ということがございますが、本条から、76ページの第18条までは税源委譲に伴う改正でございます。

さらに飛んでいただきまして78、79ページをお開きいただきたいと思います。中段から少し下になりますが、第20条、都市計画税の特例の規定でございます。以下、最後の第29条までは都市計画税に関する規定でございます。都市計画税につきましても固定資産税と同様の措置を講ずるという内容の改正でございます。以上でございます。

よろしく御審議をお願いしたいと思います。

- 議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。
- 3番（菅原直志君）　今回の専決処分ということなんですけれども、この件について専決処分が妥当だったのかどうか、その辺について御見解をお伺いしたいと思っております。または、それに伴う法的な裏づけ、そのところまでお教えいただければと思います。それが1点目です。お願いします。
- 議長（土方尚功君）　市民部長。
- 市民部長（宮本 寿君）　税条例につきまして専決処分をすることをできるだけ避けたいとは思っているわけですが、今回の条例改正のもととなります地方税法の改正それから、それに伴います施行規則の改正、これらにつきましては平成9年3月28日に公布、施行されたものでございます。したがってまして議会を招集するいとまがないということで、やむを得ず専決処分をお願いした事項でございます。この措置につきましては全自治体で共通の取り扱いがされているというふうに認識しております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） その今の全自治体というところが一つかかってくるんですけども、私が聞き及ぶところによれば、武蔵野市は4月に臨時議会を招集しております。または小金井市においては、この臨時議会が4月の半ばに開かれておりまして、その中で専決処分、これは承認されていないわけですね。そういう事例がありますので、全自治体が、というところではないのではないかと、そこについて見解が違えばお教えいただきたいと思っております。

次なんですけれども、そのような状況の中で臨時議会が開くことができなかったということなんです、物の本によれば、臨時議会というのはさまざまな形で開けるということ、それはもう共通事項として皆さん、わかっていることだと思います。今の市長は、まだ就任1カ月というところで理解できるところなんですけれども、前市長のところに関しては、開けない理由がいまひとつわかりません。客観的な例の中でこういうことがあってできませんでしたというところをお教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

付則なんですけれども、これは今の市長に対してだと、以前のことでですからわからないと思っておりますので、それまでかかわられていた方の中で、どなたか御説明いただければと思っておりますが、お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 助役。

○助役（坂口泰雄君） お答えいたします。

今までの、毎年、地方税法の改正がございまして、したがって市税条例も改正されているところでございますが、たまたま、毎年のごとでございまして、大体、国会の方で審議されるのがどうしてもずれ込んできているというようなことから、間に合えば当然3月議会で条例改正をしたこともたしかあったと思います。しかし、今回の場合にはもう既に3月議会も終わりました、また続きまして今回市長選挙というようなことで、そういう意味で客観的に議会を招集するいとまがないという市長の判断のもとで専決処分したわけでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） それでは最後に新しい市長、馬場市長に御見解をお伺いしたいと思いますけれども、私は今回4月中に臨時議会を開けるだろうと思っておりましたし、そのつもりでございました。しかし、それが選挙もあったというのは、それは理解しますけれども、市民の大きな財産にかかわる税制のこと、しかも今回はその額が大きいという

ところ、そのあたりを勘案して開くべきではなかったかというふうに主張しております。市長として、今後、このような大きな改正があった場合、ぜひ早急に臨時議会を開いていただいて速やかな対応をお願いしたいというふうに思いますけれども、その点について。

もう一つ、ただやみくもに臨時議会を開くということに対しては、私自身、経費のすることも考えなければいけないというふうにも思っておりますので、そこも含めて今後の対処、今後はこのようにしたいというところの御意向をお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　菅原議員からの御質問といたしますか、考え方を聞きたいということだと思いますが、今、助役からも答弁がございましたように、この案件は前市長が御自分の判断で専決処分をされたことでありますので、そのことにつきまして新市長としての私からどうこうという立場にはございません。

これから以後ということになりますけれども、今、菅原議員が指摘をされた内容もよく理解できますので、大勢の議員の皆さん、あるいは庁内いろいろ検討いたしまして、できるだけ御意見に沿うようにしたいというふうに思いますけれども、何分にも今就任1カ月後ということではいろいろ市の行政あらゆる面について勉強しながら決断をしつつ進んでいるという状況でありますので、間違いなくこうしますという確約は現時点では申し上げられません。ただ、趣旨はよくわかりましたとだけ申し上げておきたいと思えます。以上です。（「結構です。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　税法改正に基づく市条例の改正で既に専決処分されているんですが、今、菅原議員の御指摘の点は私も大変重要なところだというふうに思っています。市税条例というのは確かに地方税法の改正に基づくわけですけども、直接かかわるのは、市民は地方税法に拘束されるのではなくて、条例によって拘束される租税条例主義という立場をとっているわけで、こういう重大な問題というのは議会で審議をして通す、これが原則的な立場で、ぜひ新しい市長にもそういう立場でやっていただきたいと最初に意見を述べておきたいと思えます。

本地方税法等々の税法制改正に基づいて改正される市税条例の改正なんですけれども、一番大きな問題は特別減税の廃止に伴う市民税の増税、こういうことになっています。この点については消費税の増税とともに日本共産党、国会で反対の立場を表明しているということを最初に述べまして、私の質問は、固定資産税の評価替えに伴う負担調整の

問題について質問をしたいと思います。

今回、先ほど説明がありましたけれども、前回の改正が'94年の税制改正に当たるわけですけれども、ここで公示価格の基準に固定資産税の評価が評価額の7割の水準に引き上げる、こういうふうな決定が行われまして、その前回の評価額からどれだけ上がったかという率によって一気に課税標準を引き上げることができないということで、前回の改正では5%から25%内の範囲内で毎年税率を引き上げて12年間かけて7割の水準まで到達させる、そういうふうな改正だったと思うんですね。今回は、その上昇率から負担水準という考え方に変えるということで、新しい課税標準というのがどういうふうに通達しているのかということによって2.5%から15%までの上昇率に税率アップも少し緩和をされる、そういうふうな中身だというふうに思うんです。

この改正で負担水準が60%以上になると据え置き、80%超えると課税を引き下げる、こういうふうなことになってくると思うんです、80%の水準まで引き下げることになっていると思うんですけれども、今度のこの条例改正によって日野市民の負担水準というのは今新しい評価替えてどの程度になっているのかということですね。実際に負担が据え置きになる、あるいは税率が据え置きになるとか税率が引き下がるというところが出てくるのかどうなのかということについて、まず質問したいと思います。

○議長（土方尚功君） 市民部長。

○市民部長（宮本 寿君） ただいま議員さんから御指摘があったとおり、平成6年度の評価替えは、平成元年にできました土地基本法に基づきまして公的土地評価の均衡化ということを目指す改正が行われました。それまで公示価格それから相続税路線価、固定資産の評価、これら公的评价がばらばらで評価されていたということで、いろいろ混乱を招く原因になっていたということでございます。この土地基本法の制定の中で均衡化を図れという規定がございまして、公示価格の一定水準、相続税路線価につきましては8割水準、それから固定資産評価につきましては7割水準ということで定められたわけでございます。したがって平成6年の評価替えでその実効を行ったわけでございますが、日野市はそれまで非常に評価の水準を低く抑えておりました。大体十二、三%、公示価格の十二、三%水準という水準だったと思います。これを7割水準ということにいたしましたので、日野市では5.7倍、評価が6倍近い上昇になってしまったということでございます。これは、ある程度全国的なことでもございましたので、これに伴いまして地方税法の改正がございまして特例率の引き上げがございました。

特に小規模住宅用地それから一般住宅用地、市街化区域農地、これらについては特例

率を引き上げて6倍の上昇を4倍に抑える措置が講じられました。したがって、この4倍になったものが本来の本則課税の目的額ということになるわけですが、これを負担水準に置きかえますと4分の1ということになりますから0.25ということになるわけでございます。その0.25を1に持っていくことの負担調整期間が先ほど議員さんがおっしゃった12年間という形になってくるわけですが、これらにつきましてはその後の価格の下落、そういった問題等が絡みまして、商業地区については0.8以上になったものについては0.8まで引き下げる。そうでない一般住宅につきましては価格を据え置くという措置が講じられたわけでございます。

日野市の事例というお話でございましたけれども、先ほど平均数値は申し上げましたが、特に多摩平の商業地区等におきましては、これらの0.8に達してしまった土地もございます。それらについては条例適用によりまして税額を引き下げるという措置が講じられるわけですが、対象地は非常にまだ少数というふうに感じております。以上でございます。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 60%あるいは80%を超えるようなところは本当に限られていて、ほとんどのところは増税になるということだというふうに思うんです。地価の下落によっているにもかかわらず税負担はふえるという矛盾は、この条例改正でも少なくとも日野市民の圧倒的多数にとっては解消されないというふうに言えると思うんですね。

そこで市長にお聞きしたいんですけれども、基本的な考え方なんですけれども、固定資産税の最大の矛盾というのは、小規模な住宅用地であっても、あるいは中小・零細業者の生活、営業に必要な最小限の土地であっても、バブルのようなきに人為的な地価高騰がやられましたけれども、こういうふうな中で土地によって収益を上げている業者、あるいは土地投機を目的とするような業者にとっても同じように固定、この急上昇が同じようにとは言いません、いろんな措置があるわけですが、そういう地価高騰が全く生活にかかわらない、いわば生存的な財産にも影響して実際に今上昇している。こちら辺が非常に矛盾だと思うんですよね。税制そのものに、固定資産税の税制そのものに憲法の第25条、生存権保障、全く論理の違う生存的な財産にも同じようにこういうふうな地価高騰が影響してくる。しかも下落してもまだ影響している。こういうふうな事態になっているわけですが、市長の御見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 見解ということでございます。私も個人的に固定資産を持って

おります。そんな関係で前々から今中谷議員が発言をされた内容は理解をするところであり、そういう意味の考え方を持った時期があります。しかしながら、市政を担うという立場に立ちますと、やはり法律に基づき条例を制定をするという、さらにその上には憲法があるわけであり、その法律によりすべてが進められるという中では、その法システムの中でやらざるを得ないのかなというふうな思いを抱いているところでもあります。ですが、そういう中で、できるだけ小規模な宅地であり、いわゆる収益とか、そういうところには関係のない生存に関するところについては配慮ができるようなシステム、そういうものを市でできるものをつくりたいと思いますし、できなければ国、そういうところに働きかけはしていきたいというふうには考えているところでもあります。以上です。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ぜひ憲法を生かすということを掲げられているわけですし、この間の憲法記念行事でも憲法で保障された人権保障という立場から条例や市の制度についてもよく検討してみる必要があるというような講義を受けたわけですが、市長になられましても、ぜひそういうふうな立場で進めていただきたいと思うんです。

1点、条例についてもう1点確認したいと思うんですけれども、今度の条例改正で、これまで都市計画税の課税標準、小規模宅地や宅地について特別な、今言われました3分の1、6分の1というようなものを掛けるというような措置が行われているんですが、都市計画税の方はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市民部長。

○市民部長（宮本 寿君） 小規模住宅用地につきましては3分の1の特例、それから一般住宅用地、市街化区域農地につきましては3分の2の特例という適用がございます。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） そうすると小規模宅地それから宅地に3分の1、6分の1という特例を設けられてあるわけですが、これを都市計画税の課税標準には適用されないということになるわけですが、同じにならないのでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市民部長。

○市民部長（宮本 寿君） 小規模住宅用地それから一般住宅用地に対します特例措置は、平成6年度までは小規模住宅用地で4分の1、それから一般の住宅用地で2分の1という特例がございました。これを、さらに3分の2を掛けまして3分の1と6分の1という特例措置をつくったわけがございます。したがって、そういう意味で3分の

2を掛けるという意味では、固定資産については全部同じ特例割合で課税標準が下がったということになるわけですが、都市計画税につきましては、それまでは特例措置がなかったわけですので。それに対して小規模住宅用地につきましては3分の1、それから住宅用地につきましては3分の2という特例を設けましたので、都市計画税の小規模住宅用地に対する特例割合だけが、ほかの割合よりも飛び抜けて高い、特例割合が高いという形になりますので、負担水準の達成率も小規模住宅用地の都市計画税の課税標準だけは達成率が上がる。日野市の場合でも6割を超えていると思いますけれども、そういう達成割合になっている。したがって地方税法の本則でいきます課税には早く到達する。逆に言いますと0.8の負担水準には早く到達して頭打ちになる。現在の法令それから条例等がそのまま存続した場合にはそのまま0.8のところで税額が抑えられるという形になるわけですので。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ちょっと私の理解の仕方が悪いのかもしれませんが、都市計画税で課税標準というのはこれまで固定資産税の方が大分差が出てきてますよね。今回で是正されるという特例で、固定資産税が3分の1、6分の1というふうな特例になったが、'94年の改正でやられたわけですが、今回の改正では都市計画税の宅地あるいは小規模宅地についても3分の2、3分の1という特例が新たにつくられたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市民部長。

○市民部長（宮本 寿君） 特例率の措置につきましては平成6年の特例率と今回の特例率は同じでございます。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 特例措置は、都市計画税というのは実際にはかなり固定資産税に比べて負担が高くなっているという現状。確かに、ですから達成率は高くなっているわけですから税率は少しずつ緩くなっているんですが、税の負担は現状かなり都市計画税については負担が重くなっているというのは市民の実感ではないかというふうに思うんですね。

今年度、都市計画税については0.25という1年限りの減税というのがやられているわけですが、これらについて今後、先ほどの答弁を踏まえて市長は今年度は0.25なんですけれども、それ以後、この都市計画税はかなり負担が高くなっている。負担率、負担水準も高くなっている問題について、ぜひこれをさらに下げるとか、あるいはここ

ら辺についてどういうふうに見えるか、もし今時点でお考えがあったらお聞きしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 大変難しいといえますか、微妙な問題でありますので、現状でこうということは明言できません。ですが、中谷議員の御趣旨を踏まえて内部で検討をしたいと思います。以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第32号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第33号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第33号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は平成8年度日野市一般会計の補正予算第7号であり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成9年3月31日付で専決処分したものであります。

補正額は歳入歳出それぞれ2,332万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を460億5,123万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願

いたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 議案第33号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

ただいま市長の方から提案させていただきましたとおり、歳入歳出それぞれ2,332万4,000円を追加をするものでございます。平成9年3月31日に専決をさせていただいたものでございます。今回のこの補正は各種譲与税、交付金等の確定に伴うもの、国・都支出金に係る事業量の確定に伴い歳入歳出額の確定いたしましたものについて、それぞれ補正をさせていただいております。

それでは4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。まず上段の減収補てん債でございますが、5,500万円を追加補正させていただいたものでございますが、これは利子割交付金の減収に対し起債の発行が許可されたものでございます。次に下段の2件でございます。日野第六小学校大規模改造・耐震補強工事及び日野第八小学校大規模改造・耐震補強工事の2件につきましては起債対象額の確定に伴い、それぞれ補正をさせていただいているものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、8ページの地方譲与税から13ページの交通安全対策特別交付金まで、それぞれ確定額に合わせ補正をさせていただきます。

恐れ入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金でございますが、民生費を中心に事業の確定に伴い補正をさせていただいております。

その中で16ページをお開きをいただきたいと思います。16ページの下から二つ目の欄の目区でございますが、国庫補助金の消防費国庫補助金。説明欄の方をごらんいただきたいんですが、消防費補助金で梅が丘地下壕陥没災害復旧事業費について658万2,000円の計上をさせていただいておりますが、これは平成8年4月17日に発生をいたしました同災害に対する国庫の補助が認められ、ここに計上させていただいたものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。都支出金でございますが、おおむね国庫支出金と同様、事業費等の確定に伴うものでございますが、そのうち24ページをお開きいただきたいと思います。上から二つ目の目15の中段よりやや下になりますが、15目、衛生費都補助金につきまして説明欄にございますとおり民間健康関連施設開放事業補助金というものがございます。これは新たに都の補助として市民に開放しております杉野グラウンドの施設、それから浅川スポーツ広場の運営事業について都からの補助金が得

られたものでございます。

続きまして26ページをごらんいただきたいと思います。一番上の段27目の消防費都補助金でございますが、説明欄の消防防災施設等整備費ということで、これはろ水器、災害時に備えましたろ水器の購入に対しまして都からの補助金が新たに認められたものでございます。

続きまして28ページ、29ページに入らせていただきます。財産収入でございますが、10目の財産売払収入の不動産売払収入でございますが、これは土地開発公社所有の不要の土地を売却をするために平成8年9月の補正で計上させていただきました売却代金でございますが、売却をした結果の額が確定をいたしましたので、その差額が9月補正で計上いたしました額を下回りましたのでその差額を減額補正させていただいております。

続きまして次の30、31ページでございます。寄附金でございますが、公共公益施設等の補助金ということで一般寄附金を受けておりますが、8件分7,227万円の収入を計上させていただいております。これらは公共施設建設基金、緑化基金等にそれぞれ積み立てをさせていただいております。

続きまして34ページをお開きいただきたいと思いますが、市債の関係は第2表で御説明を申し上げさせていただいたとおりでございますので省略をさせていただきます。

それから36ページから歳出に入らせていただきます。

まず総務費の総務管理費の30目の財産管理費の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、基金積立金でございます。公共施設建設基金の2,900万円余りの積み立ては、先ほど収入で説明させていただきました寄附金の積み立てと土地売却代金の差益を積み立てることにいたしております、その減の分等合わせまして差し引きこの金額を積み立てております。環境緑化基金につきましては先ほどの寄附金の積み立てでございます。それから財政調整基金につきましては、今回のこの補正に当たりまして実質的な歳入歳出の差額について非常用になったものを財政調整基金に積み立てをさせていただいているものでございます。

続きまして46ページをお開きいただきたいと思いますが、消防費の関係でございますが、消防費の最後の目、20目の災害対策費で先ほど歳入でも関連のものを触れさせていただきましたが、梅が丘地下壕陥没災害関係の歳出経費を組ませていただいておりますが、これは先ほどの補助金の決定に際し、事務費についても補助対象として認められることとなりましたので、この金額をそれぞれ計上をさせていただいたものでございます。

以下、特に御説明を加えるところはございませんので、以上で説明を終わらせていた

だきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第33号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は平成9年度日野市一般会計の補正予算第1号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ2,264万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を445億2,764万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 詳細説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

ただいま市長の提案説明の中で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ2,264万2,000

円を追加をするものでございます。今回のこの補正は、本件に続きまして提案をさせていただきます議案第35号の老人保健特別会計補正予算との関連で補正をさせていただくものでございます。平成8年度の同特別会計では支払基金交付金、国庫支出金の一部が年度内に収入できなくなりまして平成9年度の収入となりました。この財源を平成9年度会計から平成8年度会計へ繰上充用するための予算措置をとらせていただくことといたしました。この処置をとらせていただく際、平成8年度の同特別会計と一般会計との繰り出し等の精算措置も同時に行うことといたしましたので、同特別会計から一般会計へ精算額2,264万2,000円が繰り入れをされます。この繰入金を全額財政調整基金に積み立てをするものでございます。

なお繰上充用の予算措置は、いわゆる出納期間内、すなわち5月31日までに行うものとされておりまして、今回この機会に34号、35号あわせて提案させていただくこととなっているものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、総務委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、総務委員会へ付託いたします。

これより議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は平成9年度日野市老人保健特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ1億3,880万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億8,696万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い

いたします。

○議長（土方尚功君） 詳細説明を関係部長から求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算のところでも御説明申し上げましたように、この補正予算は平成8年度の老人保健特別会計が資金不足となっておりますので、過年度分の精算を行いまして平成8年度会計に資金を繰り上げて充てるものでございます。

事項別明細書6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございませぬ。

款の5、支払基金交付金、補正額7,468万7,000円。内訳といたしまして5目、医療費交付金それからその次の10目、審査支払手数料交付金ともに説明欄記載のとおり、過年度分の精算交付金でございませぬ。下段にまいりまして款の10、国庫支出金。補正額は6,411万6,000円でございます。これも過年度の精算交付金でございませぬ。

歳入は以上でございますけれども、このように平成8年度の歳入が当該年度の歳入にならなかったために平成8年度会計は資金不足となっております。

次に次ページをごらんいただきたいと思います。8ページでございます。

歳出でございますが、款の10の諸支出金、5目の償還金。説明欄でございます。平成8年度の老人保健医療費都負担金の精算による返還分でございます。2,307万6,000円でございます。項の10、繰出金でございます。目の5、一般会計繰出金。補正額が2,264万2,000円。説明欄記載のとおり平成8年度一般会計との精算による返還分でございます。下段の款の20、繰上充用金でございます。これは新たに款を設けるものでございませぬ。5目の繰上充用金の欄で、補正額が9,308万5,000円。これを平成8年度会計に繰り上げて充用するものでございませぬ。以上、歳出でございます。

過去にも同様の状況、資金不足の状況があったわけでございますけれども、その場合に一般会計の繰入金をもって対応をしてございましたが、今回、不足額も多く、一般会計の資金の状況もございまして繰上充用による対応をお願いするものでございませぬ。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（1号）の件は、厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、厚生委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君） 議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）。ただいま開かれまして議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は老人保健特別会計からの繰入金2,264万2,000円を総務管理費の財政調整基金に組み入れるものであり、これにより平成9年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ445億2,764万2,000円とするものです。

本委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第34号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君） 厚生委員会に付託されました議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。

委員会の審査の結果について御報告いたします。

付託されました特別会計の補正総額1億3,880万3,000円でございます。平成8年度分の歳入予定が予定どおり歳入されなかったということに伴います精算による補正でございます。

委員会での慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第35号、平成9年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第31号、日野市助役の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第31号、日野市助役の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は日野市助役の坂口泰雄、鈴木栄弘が平成9年6月3日付をもって辞職するため、日野市助役に小俣雅義、河内久男の2名を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第31号、日野市助役の選任の件は、これに同意することに決しました。

市長から発言の申し入れがありますので、これを許します。

○市長（馬場弘融君） お疲れのところ大変恐縮でございます。

すべての議案を御承認いただきまして大変ありがとうございます。

ここで退任されます坂口助役、鈴木助役より、この議場にてごあいさつさせていただきたく、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

あわせて新たに助役として選任御同意いただきました小俣部長、河内部長からもごあいさつさせていただきたく重ねてお願いを申し上げます。

○議長（土方尚功君） 坂口助役、登壇をお願いします。

〔助役 登壇〕

○助役（坂口泰雄君） 貴重な時間を割いていただき退任のあいさつの機会を与えていただきまして恐縮でございます。一言ごあいさつを述べさせていただきたいと思っております。

私はこのたび、一身上の都合により日野市助役を辞職させていただくことになりました。議員の皆さん方には大変お世話になりました。心から御礼申し上げます。

振り返ってみますと私が日野町役場に入所したのが昭和34年でございました。世の中では、もはや戦後ではないということから経済大国へ進み始めた時代でもございました。

その後、オイル・ショックからハイテク時代、そしてバブル経済から現在のリストラ時代というふうに社会・経済の著しい変化の時代を過ごしてまいりました。今日まで38年間、何の取り柄もない私が大過なく職責を果たすことができましたのも議員初め諸先輩の御指導、そして有能な後輩の支援に恵まれたおかげと感謝の気持ちでいっぱいでございます。特に助役として3カ年間は市長の御指導はもちろんのこと、議員皆様方の温かい御指導によりましてこの重責を少しは果たすことができたのではないかと心から感謝を申し上げる次第でございます。

終わりに、本議会出席の皆様のお活躍と御健勝、そして日野市のますますの発展を心からお祈り申し上げましてお礼の言葉にかえさせていただきたいと思っております。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土方尚功君） 続きまして鈴木助役、登壇をお願いします。

〔助役 登壇〕

○助役（鈴木栄弘君） このたび助役を退任するに当たりまして貴重な時間を私どものあいさつのために割いていただきまして本当にありがとうございました。

私も、先ほど坂口助役も申されたとおり、一身上の都合によりまして今回退任することになりました。

顧みますと私は昭和36年に、当時、町役場でございましたけれども、入所いたしております。専門が土木ということでございまして、建設関係一筋で歩いてまいりました。この中でも特に区画整理事業につきましては二十数年間携わってまいりました。今年の4月でございますけれども、助役に選任されたわけでございます。1年2カ月と非常に短い期間ではございましたけれども、市議会議員の皆さん方の御指導、御鞭撻によりまして、また市長を初めとして市幹部職員の皆さん方の支えのもとで無事期間を務めることができました。ありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

最後になりますけれども、日野市のますますの御発展を願い、また議員皆様方の、そして市長初めといたしまして市幹部職員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、退任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（土方尚功君） 次に、助役に選任同意されました小俣雅義氏のあいさつを求めます。

〔小俣雅義氏 登壇〕

○助役選任同意者（小俣雅義君） このたび助役選任同意をいただき、ありがとうございます

います。改めて職責の重大さを痛感いたしておるところでございます。

職務の遂行に当たっては、市長が就任の際、職員に対して示された市政運営についての基本にのっとり、市長を補佐し市民福祉充実発展のため、微力ではありますが、力を尽くす所存でありますので、一層の御指導をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(土方尚功君) 次に、同じく助役に選任同意されました河内久男氏のあいさつを求めます。

[河内久男氏 登壇]

○助役選任同意者(河内久男君) 助役選任同意をいただきまして、ありがとうございます。責任の重さをひしひしと痛感しております。

日野市民の幸せのために全力で取り組んでまいりたいと覚悟しております。もとより何も力のない私でございます。議員の皆様方の御指導とお力添えをいただきながら一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(土方尚功君) 本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成9年第1回日野市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時36分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項及び日野市議会会議規則第 81 条の規定により署名する。

日野市議会議長 土 方 尚 功

署 名 議 員 竹 ノ 上 武 俊

署 名 議 員 米 沢 照 男

